

# ツキヤマにゅーす

第54号



平成24年9月28日 発行  
国土交通省 酒田河川国道事務所  
月山国道維持出張所  
〒997-0331 山形県鶴岡市板井川字宮ノ下325-1  
TEL 0235-57-5011 FAX 0235-57-5027  
HPURL: <http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/>  
112ナビ: <http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/road/r112/>

## 特殊車両の取締を実施しました。

大型車両をご利用のみなさん、積荷の重さや高さなどを出発前に再度ご確認ください。

平成24年9月11日 鶴岡市上名川地内にて、『特殊車両の取締』を鶴岡警察署のご協力のもと行いました。今回の取締では違反車両はありませんでした。取締にご協力いただいたドライバーの方々、ありがとうございました。

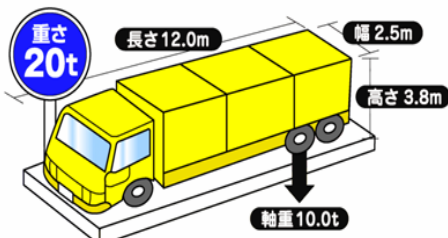
特殊車両とは、一定の大きさや重さを超える車両のことです。やむを得ず特殊車両を通行させるには道路管理者の事前審査を受けた上で通行許可証が必要となります。

高さ制限を超過した場合、トンネルや横断歩道橋に接触し、構造物を破損し通行止めなど大規模な交通傷害を招きます。また重量超過の場合は、道路の舗装や橋梁などを痛め、補修のサイクルが短くなり道路の維持管理費用の増大を招きます。

大型車両を運転の皆さん、出発前に積荷の重量や高さなどを再度ご確認ください。また、特殊車両として許可いただいている方は、通行経路など許可条件の内容を今一度ご確認ください。



正しい基準を守りましょう  
これらの基準のうちひとつでも超えると、「特殊車両」です。



※ 「新規格車」としての規格を満たす場合は、高速自動車道及び重さ指定道路に限り許可無く走行できます。

## 道路の異状をお知らせ下さい

道路への落下物や穴ぼこなどの道路の異状に対する情報提供につきましては、今後ともご協力のほどよろしく願います。

【連絡先】

道路緊急ダイヤル

#99110

道の相談室

0120-106-497

★右記2つは通話料無料です

月山国道維持出張所

0235-57-5011

月山道路情報ターミナル

0235-57-5016



## 工事安全パトロールを実施

9月28日(金) 鶴岡市内の出張所と合同で工事現場安全パトロールを実施しました。当日は、発注者・受注者あわせて約100名が参加しました。4箇所の工事現場で、労働災害に繋がる箇所はないか、一般通行に危険を及ぼす所はないかなどを点検し、より安全な工事施工へ、誓いを新たにしました。引き続き工事へのご理解・ご協力をお願いします。

